



## topic 1

# 平成30年度住宅省エネルギー技術講習会 開催のご案内



国では、平成32年度までに新築住宅に省エネ基準を義務付けるための取組がすすめられています。このため、地域の木造住宅生産を担う大工技能者・施工技能者・建築士など断熱施工に係る方々を対象に「住宅省エネルギー技術講習会」を開催します。

義務化に向けた適正な断熱設計を習得するための重要な講習会です。

### 開催日時

時間:13:00 ~ 17:25 (全日程共通)

### 設計① (詳細計算ルート)

鹿児島会場(鹿児島県住宅供給公社ビル 3階大会議室)  
平成31年 1月22日(火)

### 設計② (仕様ルートと 簡易計算ルート)

鹿児島会場(鹿児島県住宅供給公社ビル 3階大会議室)  
平成31年 1月11日(金)  
平成31年 2月 1日(金)

### 施工

鹿児島会場(鹿児島県住宅供給公社ビル 3階大会議室)  
平成31年 1月15日(火)  
鹿屋会場(鹿屋商工会議所 2階会議室)  
平成31年 1月10日(木)

### 受講内容

省エネルギー計算の解説や演習を行います。  
※職種や専門資格の有無に関係なくどなたでも受講できます。

### 参加費

受講者全員  
受講料:1,000円

+

修了証(希望者のみ)※受講料と合わせて当日お支払いください。

賞状型:1,000円

カード型:2,000円

両方:3,000円

※修了証が不要な場合は受講料のみの支払。但し講習後の修了証の発行はできません。  
※設計①、設計②の修了証は同一のものとなりますので、ご注意ください。

### 問い合わせ先

鹿児島木造住宅推進協議会 事務局  
(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部企画課  
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号 TEL:099-224-4543 FAX:099-226-3963





# 改正建築基準法について



裏面だよ

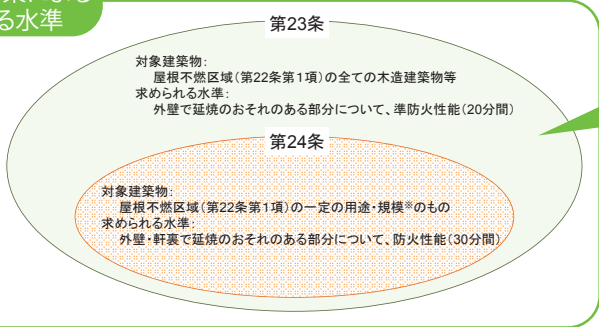
改正の概要(※今回一部施行されるもの) 平成30年9月25日施行

## (1) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止(第24条) 外壁等を防火構造とすべき木造の特殊建築物の範囲を見直す。

改正前の第23条及び第24条による規制の対象建築物と求める水準

※第24条対象としている木造建築物等

	用途	規模
A	学校、劇場、映画館、観覧場、公会堂、マーケット、公衆浴場	延べ面積 1000㎡以下
B	自動車庫	延べ面積 50㎡超 1000㎡以下
C	百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院、倉庫	階数2かつ 延べ面積 200㎡超 1000㎡以下



第24条が現在と同様の規定内容となった昭和36年当時と比べ、消防力は格段に向上しており、第23条に規定する20分間の非損傷性・遮熱性を有すれば、延焼の抑制という第24条の目的は達成される。

## (2) 接道規制の適用除外に係る手続の合理化

一定の基準(※)に適合する建築物について、建築審査会の同意を不要とする。  
※基準については、改正法の施行に併せて改正を行う建築基準法施行規則に規定。

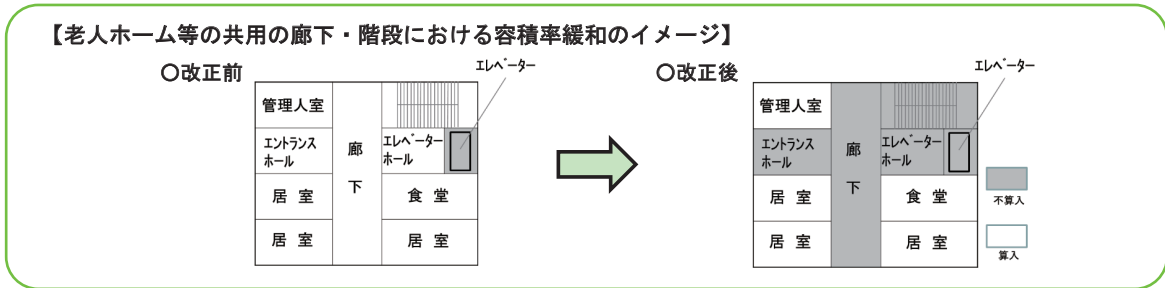
## (3) 接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大

袋路状道路にのみ接する大規模な長屋等の建築物について、条例により、共同住宅と同様に接道規制を付加することを可能とする。

## (4) 容積率規制の合理化(老人ホーム等の共用の廊下等)

老人ホーム等について、共同住宅と同様に、共用の廊下・階段の床面積を容積率の算定対象外とする。

緩和理由:老人ホーム等の共用の廊下・階段の用に供する部分は、日常的な生活の場として使われず、滞在者が各居室等間で通行するために用いられるため。



## (5) 日影規制の適用除外に係る手続の合理化

日影規制を適用除外とする特例許可を受けた建築物について、一定の位置及び規模の範囲(※)内で増築等を行う場合には、再度特例許可を受けることを不要とする。  
※位置及び規模の範囲については、関係政令の整備等に関する政令に規定。

## (6) 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例

仮設建築物のうち、オリンピックのプレ大会や準備等に必要な施設等、特に必要があるものについて、建築審査会の同意を得て、1年を越える存続期間の設定を可能とする。

## (7) その他所要の改正